

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成 25 年 11 月 25 日（月） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 19 分
会 場 委員会室

1. 出席者

4 番 浅岡保夫、 9 番 北川広人、 10 番 鈴木勝彦、
12 番 内藤とし子、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー 議長、副議長、
2 番 黒川美克、 1 番 長谷川広昌

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

柳沢英希、柴田耕一、杉浦辰夫、杉浦敏和、鷺見宗重、磯貝正隆、
小嶋克文

4. 説明のため出席した者

副市長、総務部長、行政 G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- 1 平成 25 年 12 月定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 一般質問の受付について

(4) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

2 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

副市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の浅岡保夫委員を指名いたします。

《議 題》

1 平成25年12月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。

総務部長 それでは、12月定例会に付議させていただきます案件について、御説明を申し上げます。案件といたしましては、一般議案が13件、補正予算が4件の計17件をお願いするものでございます。

初めに、議案第55号及び議案第56号は、消費税法の一部改正に伴いまして、水道料金等及び公共下水道使用料の額について、それぞれ算定基礎となる額に、新たな消費税率であります、8%を乗じて得た額とするものであります。議案第57号は、都市政策部の所管に係る三高駅西駐車場について、指定管理者を指定するものであります。議案第58号は、平成24年8月の人事院勧告

に基づき改正された、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、55歳を超える職員の昇給については、勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うこととするものであります。議案第59号は、企画部の所管に係る「南部ふれあいプラザ」について、指定管理者を指定するものであります。議案第60号から議案第62号までは、福祉部の所管に係る公の施設、宅老所、IT工房「くりっく」、「全世代楽習館」について、それぞれ指定管理者を指定するものであります。議案第63号から議案第67号までは、こども未来部の所管に係る公の施設、「みどり学園」、図書館及び郷土資料館、生涯学習施設、「高浜南部公民館」、スポーツ施設等について、それぞれ指定管理者を指定するものであります。

続きまして、補正予算書をお願いいたします。5ページをお願いいたします。歳入、歳出、それぞれ、1億6,097万3,000円を追加し、補正後の予算総額を、134億2,561万9,000円といたすものであります。8ページをお願いいたします。繰越明許費は、3款、2項、「子ども・子育て支援新制度電子システム構築委託事業」について、年度内の完了が見込めないことにより、平成26年度に繰り越しをいたすものであります。32ページをお願いいたします。歳入の主なものといたしましては、13款、1項、1目、民生費国庫負担金において、児童手当負担金と生活保護費負担金を増額し、14款、2項、2目、民生費県補助金では、新規事業に係る「保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金」、35ページの、「子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業費補助金」、高浜南部保育園分園の移設に係る「保育所緊急整備事業費補助金」を新たに計上いたすものであります。17款、1項、1目、基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金、8,081万8,000円を増額いたすものであります。次に、38ページ、歳出でございますが、主なものといたしましては、2款、1項、総務管理費において、「社会福祉費支給事業等補助金返還金」として、「生活保護費国庫負担金返還金」を初め、八つの補助金返還金を計上いたしております。44ページをお願いいたします。3款、2項、1目、児童福祉総務費では、「児童手当支給事業」において、特例給付対象児童数の増加に伴い、児童手当の増額を行うものであります。

す。46ページをお願いいたします。3款、2項、2目、保育サービス費では、「保育園管理運営事業」において、新たな取り組みとして、子ども・子育て支援新制度に対応するための電子システム構築委託料、保育士の人材確保対策として、民間保育所に対する「保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金」、高浜市社会福祉協議会が、新たに認知症グループホームを建設することに伴い、高浜南部保育園分園の移設建設費に係る補助金を、それぞれ計上いたしております。48ページをお願いいたします。3款、3項、2目、生活援助費は、医療扶助費の増額に伴い、生活保護費の増額を行うものであります。52ページをお願いいたします。8款、2項、1目、生活道路新設改良費は、緊急補修工事の増加に伴い小規模工事費を増額し、8款、5項、4目、公園緑化費では、「(仮称)論地どんぐり公園」の整備工事費を計上いたしております。次に、54ページの10款、2項、小学校費及び56ページの10款、3項、中学校費では、教員用ノートパソコン等の庁用器具費をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第69号から議案第71号までは、特別会計及び水道事業会計の補正予算でございます。初めに、議案第69号、国民健康保険事業特別会計補正予算第2回でございます。補正予算書の12ページ、13ページにお戻りをお願いいたします。歳入、歳出、それぞれ、4,795万7,000円を追加するもので、内容といたしましては、主に高額療養費交付金及び療養給付費等負担金返還金の増額に伴う補正でございます。次に、議案第70号、介護保険特別会計補正予算第2回でございます。18ページ、19ページをお願いいたします。第1表、保険事業勘定は、歳入、歳出、それぞれ、5,268万6,000円を追加するもので、主に居宅介護サービス給付費の増額によるものでございます。20ページ、21ページの第2表、介護サービス事業勘定では、歳入、歳出、それぞれ、33万7,000円を減額するもので、主に前年度繰越金の額の確定等による補正でございます。

最後に、議案第71号、水道事業会計補正予算第1回でございます。別冊の補正予算書、3ページをお願いいたします。

今回の補正は、主に営業費用にかかる職員給与費、減価償却費、資産減耗費の額の確定に伴う補正でございます。以上が、12月定例会に付議させていた

だきます案件でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま、当局より説明のありましたとおり、一般議案13件、補正予算4件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら副市長挨拶。

副市長挨拶

委員長 それでは、当局の方はどうぞ御退席をお願いいたします。

当局退席

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案の取り扱いについて、説明させていただきます。12月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に10月2日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、12月2日から12月19日までの18日間でございます。議案の取り扱いにつきましては、12月2日の本会議初日において、議案の上程、説明をいただきます。12月4日、第2日目と12月5日、第3日目の2日間は、一般質問を行い、終了後に関連質問を願ひ、12月9日の第4日目は、総括質疑、議案の委員会付託をお願いいたします。12月11日の総務建設委員会においては、議案55号から議案57号までの条例等関係の3議案並びに議案第68号、議案第69号及び議案第71号の補正予算関係の3議案を審査願ひ、12月12日の福祉文教委員会においては、議案第58号から議案第67号の条例関係の10議案並びに議案第68号及び議案第70号の補正予算関係の2議案の付託案件の審査を願うもので

ございます。補正予算につきましては、付託常任委員会区分を明示したものを別途配布させていただきますので、御了承のほうお願いしたいと思います。最終日の12月19日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順で行います。

委員長 当局より提示がありました案件につきましては、ただいま、事務局が説明しました案のとおり、決めさせていただきます。よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりで決定させていただきます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、「議会運営に関する申合せ」により、11月26日、明日ですけれども、火曜日の午前8時30分から11月28日、木曜日の午後5時までとします。質問の順序は受付順とします。ただし、11月26日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。なお、受付期間は、三日間ありますけれども当局の諸行事などを考慮して、受付開始日の早々に通告書を提出していただくように御配慮いただければと思います。よろしくお願いたします。これに、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

(4) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは、請願書1件、陳情書9件です。請

願書につきましては、請願第1号「介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願」であります。ここで請願第1号、紹介議員であります、内藤とし子委員から概要説明をお願いいたします。

説(12) 請願で、「介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願書」というのに、紹介議員としてなっていますが、請願趣旨については、趣旨説明を、文書をもって読んで紹介にしたいと思います。

国は来年の通常国会に提出予定の介護保険法改正案において、すべての要支援者を市町村が実施する事業に移し替える方向を打ち出しています。受け皿となる市町村の事業には、サービスの質や運営にかかわる国の基準は設けず、ボランティアでも対応可能なものとして検討されています。サービスの内容や自己負担額など、すべて市町村任せということです。このままでは現行の予防サービスの水準から大幅に後退したものになることは間違いありません。要支援者は、介護サービスの必要がない支援不要者ではありません。さまざまな疾病や障がいを抱えながら訪問介護や通所サービスを利用することによって、在宅での生活を続けている方がたくさんいます。現在の予防給付には訪問看護を初めとする医療系サービスも含まれていますが、その打ち切りには命に直結することになります。予防給付をなくし専門職であるヘルパーとのかかわりを奪うことは、認知症の早期発見、早期対応を掲げた厚労省の認知症施策の内容にも逆行するものです。また、要支援者を保険給付から外すことで、必要な支援ができずに逆に介護度が上がり、市町村の介護保険財政の圧迫につながる可能性もあります。

以上のように、大変問題が多い要支援者の保険給付外しの検討を止めさせ、保険給付継続のために、国に対して「介護保険要支援者の保険給付外しをせず、保険給付を継続することを求める意見書」を提出してくださるよう請願します。これが、この要支援者の保険給付が外されますと高齢者の尊厳にもかかわってくると思います。請願事項1、国に「介護保険要支援者の保険給付外しをせず、保険給付を継続することを求める意見書」を提出してください。このような請願です。以上です。

委員長 ただいま、請願書の紹介議員より説明がありました。何かありまし

たらお願いいたします。

質 疑 等 な し

委員長 ないようでしたら、請願第1号並びに陳情第7号から陳情第15号につきまして、付託先の委員会を事務局から発言を願います。

事務局 それではお手元に、請願、陳情文書表（案）と請願書及び各陳情書の写しを配布させていただいておりますが、提出されました請願1件及び陳情9件の付託委員会については、順に、請願第1号「介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願」は、福祉文教委員会に、陳情第7号「社会保障の施策拡充についての陳情」は、総務建設委員会に、陳情第8号「社会保障の施策拡充についての陳情」、陳情第9号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情」、陳情第10号「介護職員の処遇改善を求める陳情」、陳情第11号「医師・看護師・介護職員の確保に影響を及ぼす、2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める陳情」、陳情第12号「『子ども・子育て支援新制度実施にあたっての意見書』提出を求める陳情」、陳情第13号「すべての子どもの権利が保障される『子ども・子育て支援新制度』実施を求める陳情」、以上の各陳情については、福祉文教委員会に、陳情第14号「『商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充』についての陳情」、陳情第15号「高浜市商工会事業活動支援についての陳情」は、総務建設委員会に、以上、請願1件及び陳情9件につきまして、それぞれの常任委員会に付託するというようお願いしたいと存じます。

委員長 ただいま、請願及び各陳情の付託委員会について、事務局より発言がありました。そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 その他

委員長 私の方からお願いをいたします。今後の議会運営委員会の日程等についてお願いします。まず、12月9日の月曜日、本会議第4日の終了後、各常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため、各派会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので、御予定をお願いいたします。12月9日の月曜日であります。次に、平成26年3月定例会の日程を決定したいと思いますので、その開催日を御協議いただきたいと思います。案としましては、12月12日の木曜日、福祉文教委員会終了後、また、その後に委員協議会が開催されるようであれば、福祉文教委員協議会終了後に開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

意見なし

委員長 よろしいですか。

意見なし

委員長 それでは、12月12日、福祉文教委員会後、また、委員協議会が開催されるようであれば、福祉文教委員協議会終了後に開催ということで、よろしくをお願いをいたします。ほかに、皆さん方で何かあればお願いいたします。

意見なし

委員長 よろしいですか。

意見なし

委員長 それでは、以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時19分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長